

中国における公正（公允）価値概念の整理

—「企業会計基準第39号：公正価値測定」を中心に—

王 昱

I はじめに

1991年に、SFAS107「Disclosures About Fair Value of Financial Instrument」（財務会計基準書：金融商品の公正価値に関する開示）が米国のFASB（財務会計基準審議会）から公表されたことにより、金融商品における公正価値の定義が明確に示された。これを契機に、Fair Valueは「公允価値」という中国語に訳され、後に会計用語として中国でも定着した。また、Fair Value Accounting, Market Value Accounting, あるいは Mark to Market Accountingも「公允価値会計」という表現で紹介され、さらに、公允価値会計の測定は取得原価会計の測定に取り替わって21世紀の主流になるまで言及されていた（黄 1997）。Fair Valueの日本語訳である公正価値という用語において、“公正または適正”が強調されることに対して、中国語訳の「公允価値」には“公正かつ容認”、すなわち、公正だけではなく許し・認め合うというニュアンスも含まれている。本稿では、便宜上、Fair Valueの日本語訳である公正価値という表現を用いる。

周知のように、中国におけるIFRS（国際財務報告基準）への対応においては、2007年に「企業会計基準—基本基準」と38の個別会計基準が上場企業に導入されたことによって、中国の企業会計基準がIFRSへのコンバージェンスを実質的に達成したという評価をIASB（国際会計基準審議会）から得られた（拙稿 2007）。その後、2010年4月には中国財務省が「中国企業会

計基準における IFRS への持続的なコンバージェンスを実行するロードマップ¹⁾を公表した。従って、IFRS のそのままの全面的採用が中国で回避され、持続的なコンバージェンスが今日まで続いている。その持続的なコンバージェンスの成果の一部として、2014年に新設個別基準「第39号—公正価値測定」(財会【2014】6号)、「第40号—共同支配の取決め」(財会【2014】11号)、「第41号—他の企業に対する持分の開示」(財会【2014】16号)が公布・施行されたことが取り上げられる。特に「企業会計基準第39号—公正価値測定」²⁾は2014年7月1日より施行されることにより、Fair Value の応用は中国での正念場を迎えることとなると考えられている。

また、2015年8月に起こったチャイナ・ショックは世界同時株安の発端と指摘され、同年9月に開催された G20 (20カ国地域財務大臣中央銀行総裁会議)では、中国当局は資本市場におけるバブルの存在と弾けたことを認めて上、全力を尽くして証券市場の秩序を取り戻すと表明した³⁾。チャイナ・ショックの引き金となったのはサブプライム・ローン問題ではないのだが、サブプライム—ローンに端を発した2008年の世界金融危機を收拾するに当たって、特に欧米で公正価値会計を巡るさまざまな議論・対応が中国当局にはまだ記憶に新しいのである。

中国における公正価値会計の今後を案じ、とりわけ、公正価値概念の導入経緯と公正価値を巡る規定の現状を整理する次第である。本稿では、コンバージェンス・アプローチによって IFRS 第13号「公正価値測定」を自国基準に取り込んだ経緯について纏め、次に、公正価値測定の公開草案と公布された基準内容を確認する。最後に、本稿で検討した内容を踏まえて、当面の課題を挙げてみる。

1) 中国語原文：中国企业会计准则与国际财务报告准则持续趋同路线图
<http://www.asc.net.cn/pages/common/index1.asp>

2) 中国語原文：企业会计准则第39号—公允价值计量。

3) China's Central Bank Chief Predicts End Nigh for Market Rout, PBOC Governor Zhou Xiaochuan offers first public comments on stock market turmoil and Beijing's response in statement to G-20 leaders, 2015, 9, 07. <http://jp.wsj.com/articles/SB>

II 個別基準に散在した公正価値概念（1998年～2006年）

1990年代、社会主義市場経済の急成長、資本市場の再建、及びグローバル経済への参入を背景として、1992年に財務省が中国では初めて明文化された会計基準である「企業会計基準—基本基準」（財務省令第5号）を公表した。

大雄（1993、27頁）によれば、この基準の内容を見ると、当時は収益・費用アプローチを採用していた日本の「企業会計原則」と異なり、アメリカのFASBを始め多くの国でみられる資産・負債アプローチを採用している。しかし、上記初版「企業会計基準—基本基準」第二章一般原則の第19条によれば、「各種の財産、物資は取得する際の実際原価により価値計算しなければならない。物価が変動された時には、国家が別途規定する場合を除き、その帳簿価額を修正することはできない」とされている。すなわち、会計記録においては、時価主義ではなく取得原価主義に立脚していたことは明らかである。欧米とは異なる背景に形成されつつある中国の会計基準においては、収益・費用アプローチであるか、または資産・負債アプローチであるかを二者択一で分類するのは未だに難しいのである。

初版「企業会計基準—基本基準」が1993年7月1日より施行された後、1994年～1996年にかけて、財務省が30の個別会計基準草案を公表した。2000年までこれらの草案の中で、9の個別会計基準⁴⁾が施行されていた。その中で、公正価値に関する簡単な概念が以下の3つの基準に初めて散在した形で現れたのである。

- 1998年6月12日に中国財務省より公表された「企業会計基準—債務再構築」（财会字〔1998〕24号）には、公正価値という概念が初めて基準の条文として正式に導入されたのである。この基準の3.(4)によれ

4) 9の個別会計基準：関連当事者及び取引に関する開示、キャッシュ・フロー計算書、後発事象、債務再構築、収益、投資、工事契約、会計方針及び会計上の見積の変更と会計誤謬、非貨幣性資産取引。詳細は、拙著（2006）、144頁を参照。

ば、「公正価値とは、公平な取引において、状況を熟知する取引者双方が自発的に行った資産交換または債務返済の金額を指す」⁵⁾。この個別基準は2001年に改訂されたが、公正価値に関する定義は上記内容のままであった。

- 1998年6月24日に公表された「企業会計基準—投資」(财会字〔1998〕26号)の3.(8)では、公正価値に関する定義が上記の内容と同様に設けられていたが、2001年に行われた改訂により、公正価値とその定義が削除された。
- 1999年6月28日に「企業会計基準—非貨幣性取引」が公表され、2000年1月1日より施行された。この基準の4.(4)には、上記の公正価値の定義が含まれていた。この個別基準も2001年に改訂されたが、公正価値に関する定義は従来内容のままであった。

公正価値という概念が1998年に初めて中国の会計基準に導入されたのは、当時下記の公正価値における先駆国にある基準または概念を大いに参考とした結果である(中华人民共和国财政部、2000、227-228頁)。

- IAS 第32号「金融商品：開示及び表示」(改訂前名称)
- SFAS133号「デリバティブ商品とヘッジ会計の処理」
- カナダ勅許会計師協会ハンドブック § 3860：金融商品—ディスクロージャーと表示
- オーストラリア会計基準委員会第1033号「金融商品の表示及び開示」
- イギリス会計基準理事会 FRS 第7号「取得会計における公正価値」(Fair value in Acquisition Accounting)

また、この時期において、金融商品における公正価値評価・開示を巡っての議論は、バーゼル銀行監督委員会と IOSCO (証券監督者国際機構) の専門委員会が共同で1999年2月に公表した「銀行と証券会社のトレーディング

5) 財務省に公表された英文訳：Fair Value is the amount for which an asset could be exchanged or a liability settled, between two knowledgeable, willing transacting parties in an arm's length transaction (中华人民共和国财政部、2002、113頁)。

及びデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言]⁶⁾にも言及されていた。公正価値測定ないし公正価値会計に関する規制の整備は経済先進国の中で着実に展開されていた。一方、資本市場の再建が10年目を迎えた中国はとりわけ上記の3つの個別基準に公正価値という概念の導入に留まり、公正価値測定及び開示基準の導入には慎重な姿勢を見せていた。

Ⅲ 会計基準全体への公正価値の取り込み（2007年～2012年）

会計基準の国際的コンバージェンスを図るために、2002年に、IASBはFASBとの間で「ノーワーク合意」が取り交わされた。この影響を受け、2005年11月にIASBとCASC（中国会計基準委員会）との間でコンバージェンス・プロジェクトへの参加における共同声明⁷⁾が公表された。翌年の2006年には、財務省が「企業会計基準—基本基準」の第1次改訂版（財務省令第33号）、個別基準の新規基準と改訂版基準計39の基準を公表した。これらの動きに対して、当時IASB議長であるDavid Tweedie氏は中国の新しい会計基準の実施により、IFRSとの実質的なコンバージェンスをもたらすという評定を下したのである⁸⁾。従って、この基本基準の改訂により、公正価値は正式に基本基準に取り込まれることとなった。さらに、基本基準に基づいて制定された38の個別会計基準の多くには、公正価値に係る内容が散見していた。すなわち、2007年以後、公正価値における規定は会計基準全般に取り込み始めたのである。

6) 提言の内容については http://www.fsa.go.jp/p_fsa/inter/bis/bj_003b.html を参考にした。

7) 共同声明の名称：Joint Statement of the Secretary-General of the China Accounting Standards Committee and Chairman of the International Accounting Standards Board

8) “The adoption of the new Chinese accounting standards system brings about substantial convergence between Chinese standards and International Financial Reporting Standards”. David Tweedie (2006) “China affirms commitment to converge with IFRSs” <http://www.ifrs.org/News/Announcements-and-Speeches/Pages/China-affirms-commitment-to-converge-with-IFRSs.aspx>

1. 基本基準の改訂と公正価値測定

上記Ⅱで述べたように1993年初版「企業会計基準—基本基準」第二章一般原則の第19条の取得原価主義に関する規定が2006年第1次改訂版で削除されていた。その代わりとして、新しい内容である第9章「会計測定」（第41条～第43条）という新しい内容が追加されていたのである。特に、会計測定属性としては、下記の5つが定められている（基本基準、第42条）：①取得原価、②現在原価、③実現可能価額、④現在価値、⑤公正価値。

新たな第9章「会計測定」の内容は第42条⑤公正価値を除けば、IFRS「財務報告に関する概念フレームワーク」第4章財務諸表の構成要素の測定（1989年「フレームワーク」：残っている本文、4.54～4.56）に含まれている内容とはほぼコンバージェンスをしている。中国では、明文化された「概念フレームワーク」が存在していないために（拙稿 2014）、「企業会計基準—基本基準」は法的強制力を持ちながら、時には「概念フレームワーク」の役割を果たしているのが現状である。

第42条⑤では、公正価値を会計測定属性として捉えたため、1998年に公表された公正価値の解釈文に測定の用語を加えたのである。すなわち、「公正価値測定においては、資産と負債は公平な取引の中で、状況を熟知する取引者双方が自発的に行った資産交換または負債返済金額の測定を指す」である。

上記内容はIAS第32号「金融商品：開示及び表示」に定めていた「公正価値とは、独立第三者間取引において、取引の知識がある自発的な当事者の間で、資産が交換され得るまたは負債が決済され得る価額をいう」の内容とは実質上同様であるが、中国の場合は公正価値の金額と測定を一体化して、公正価値の測定結果は公正価値の金額で表すことになっている。

2. 個別会計基準にて公正価値応用の拡大

2006年2月15日に公表された基本基準と38の個別基準はEC（欧州委員会）によるEU（欧州連合）版IFRSとの同等性評価を受ける際に“Chinese GAAP”とも呼ばれていた（拙稿 2009）。Chinese GAAPは2007年1月1日からの上

場企業での施行により、公正価値応用の拡大が現実味を帯びることになった。

【第1表：Chinese GAAPにおける公正価値応用の拡大】にて、39の基準において、公正価値に係る規定のある基準の拡大状況を纏めておく。

【第1表】の①列において、1993年から2004年にかけて初版基本基準と16の個別会計基準計17の既存基準（既）の中で、公正価値規定（主に適用範囲と測定規定）の有（○）、無（×）、基準存在なし（—）についてリストアップをした。その中で、公正価値規定のある基準は3つから2つに減少しており、公正価値規定のある基準は2対17で全体基準の11%までに止まっていた。

2015年2月に、財務省が「廃止及び失効する若干の会計基準規定規範性公文目録の公布に関する通知」（财会【2015】3号）を公表した。旧基準の個別会計基準がすべて廃止とされたのである。

【第1表】の②列と③列では、2006年に公表された Chinese GAAP ⇒ 基本基準と38の個別会計基準計39の基準があり、公正価値規定のある基準は21対18で全体基準の53%まで拡大していた。しかしながら、公正価値における規定は会計基準全般において半数以上まで関わっているにもかかわらず、公正価値の定義や測定などに関する規定は、21の個別基準に散在していた。このような基準設定の状況は、Chinese GAAP の手本になっている IFRS と US GAAP の状況と重なったように見える。

第1表：Chinese GAAPにおける公正価値応用の拡大（1993年～2006年）

①1993年～2006年 公正価値規定有無	②2006年 新基準：Chinese GAAP	③ 公正価値規定有無
既・×	企業会計基準—基本基準	○
既・×	第1号 棚卸資産	×
既・○→×	第2号 長期持分投資	○
—	第3号 投資不動産	○
既・×	第4号 固定資産	○
—	第5号 農業	○
既・×	第6号 無形資産	×
既・○	第7号 非貨幣性資産取引	○

—	第8号 資産減損	○
—	第9号 従業員給与報酬	○
—	第10号 企業年金	○
—	第11号 株式給付	○
既・○	第12号 債務再構築	○
既・×	第13号 偶発事象	×
既・×	第14号 収益	○
既・×	第15号 工事契約	×
—	第16号 政府補助金	○
既・×	第17号 借入コスト	×
—	第18号 法人所得税	×
—	第19号 外貨換算	×
—	第20号 企業結合	○
既・×	第21号 リース	○
—	第22号 金融商品の認識と測定	○
—	第23号 金融資産の移転	○
—	第24号 ヘッジ	○
—	第25号 原保険契約	×
—	第26号 再保険契約	×
—	第27号 石油天然ガス探鉱開発	○
既・×	第28号 会計方針、会計上の見積りの 変更及び誤謬修正	×
既・×	第29号 後発事象	×
—	第30号 財務諸表の表示	×
既・×	第31号 キャッシュ・フロー計算書	×
既・×	第32号 期中財務報告	×
—	第33号 連結財務諸表	×
—	第34号 1株当たり利益	×
—	第35号 事業セグメント	×
既・×	第36号 関連当事者についての開示	×
—	第37号 金融商品の開示及び表示	○
—	第38号 企業会計基準の初度適用	○

出所：財務省に公表された各基準原文に基づき、筆者作成。

2006年当時、上記のような散在状況を收拾するために、すなわち公正価値の定義、測定ためのフレームワークを構築し、かつ、公正価値測定の開示規定拡充を規制することにあたって、FASBはSFAS157「公正価値測定」、IASBはディスカッション・ペーパー「公正価値測定」を相次いで公表した。

その後、FASBとIASBとの間で、共通の高品質のグローバルな会計基準を開発するための覚書がすでに取り交わされていたことを背景に、2011年5月に、IASBは公正価値測定に関する総括的な会計基準であるIFRS第13号「公正価値測定」を、そしてFASBはAccounting Standards Update No.2011-04「公正価値測定」(Topic 820)⁹⁾を公表したが、両者における公正価値の定義は同一内容であった。このコンバージェンスされたIFRS第13号「公正価値測定」は中国に改めて公正価値における会計基準の手本を提供したことに他ならないのである。翌年の2012年に、公開草案：会計基準第×号—公正価値測定が財務省により公表され、2014年に個別基準「第39号—公正価値測定」が正式に公表されたのである。

IV 会計基準第39号—公正価値測定

1. 公開草案：会計基準第×号—公正価値測定

2012年5月17日に、財務省が“「公正価値基準第×号—公正価値測定（公開草案）」における意見の函”（財弁会 [2012] 17号）を公表し、同年の8月17日まで3ヵ月間のコメント募集を行った。この公開草案と同時に公開草案の起草説明文も公表されたのであった。この起草説明文では、財務省当局が公開草案の制定背景、草案構成及び主な問題点について下記のように述べられていた。

- 制定背景：まず、これまで中国国内基本基準と個別会計基準に分散していた公正価値における測定規定をより有効かつ統一にすることを目的として、次に、中国国内基準が2011年5月にIASBとFASBとの共

9) FASB-Accounting Standards Codification[ASC]Topic 820,
<http://www.iasplus.com/en-us/standards/fasb/broad-transactions/asc820>

同で公表されたIFRS第13号「公正価値測定」への持続的なコンバージェンスを図るために、財務省はIFRS第13号の中身を「借鑑」（手本としてみる）¹⁰⁾し、当該公開草案を起草・公表したのである。

- 草案構成：この草案では、公正価値の定義、測定の関連内容及び公正価値測定における情報開示から構成される。特に①適用範囲、②公正価値定義、③評価技法及びインプット、④公正価値のヒエラルキー、⑤公正価値の開示が取り上げられている。
- 主な問題点：コメントを求めるにあたって、主に下記の3つの問題に重点を置かれている。①会計単位/unit of account（原語：計量単元）の初導入について、②非金融資産評価上の仮定を用いる際に、最高及び最善の利用/highest and best use（原語：最高効和最佳法式使用）の翻訳語について、IASBに諮問した上、中国資産評価実務における既存規定を参考し、「最高及び最善の利用」と訳さず、中国の現状を踏まえて「最有効使用」（原語：最佳用途）と訳すこと、③経常的及び非経常的な公正価値測定について別々での開示が必要か、またこの2つの測定について他の適切な表現はあるか否かという3つの問いがあった。

2. 企業会計基準第39号—公正価値測定

2014年1月26日に財務省は社会主義市場経済の発展ニーズに適応するため、企業公正価値測定と開示を規範し、会計情報の品質向上のため、「企業会計基準—基本基準」に基づき、「企業会計基準第39号—公正価値測定」（以下CAS第39号と称す）を制定・公表した¹¹⁾。当該基準は2014年7月1日より施行された。

前述公開草案11章49条の内容に対して、CAS第39号では、用語の統一、前後順番の並べ替え、また内容の細分などの調整変更を行っており、その結

10) 詳細は、拙稿（2010）、注2、71頁を参照。

11) 中国財務省「关于印发《企业会计准则第39号-公允价值计量》的通知」により。

第2表：CAS第39号とIFRS第13号の構成比較

「企業会計基準第39号—公正価値測定」 の公布に関するお知らせ 財会〔2014〕第6号 …内容省略…	国際財務報告基準第13号 公正価値測定 目次
財務省 2014年1月26日	はじめに
本文 企業会計基準第39号—公正価値測定	本文 国際財務報告基準第13号 公正価値測定
第一章 総則 1～5条	目的
第二章 関連する資産又は負債 6～7条	範囲
第三章 秩序のある取引と市場 8～13条	測定
第四章 市場参加者 14～15条	公正価値の定義
第五章 公正価値の最初測定 16～17条	資産又は負債
第六章 評価技法 18～23条	取引
第七章 公正価値のヒエラルキー 24～28条	市場参加者
第八章 非金融資産の公正価値測定 29～32条	価額
第九章 負債と企業自身の權益性金融商品の公正価値測定 33～37条	非金融資産への適用
第十章 市場リスク或いは信用リスクが相殺できる金融資産と金融負債の公正価値測定 38～41条	負債及び企業自身の資本性金融商品への適用
第十一章 公正価値開示 42～50条	市場リスク又は相手先の信用リスクが相殺しあうポジションを有する金融資産と金融負債への適用
第十二章 経過措置 51～52条	当初認識時における公正価値
第十三章 附則 53条	評価技法
	評価技法へのインプット
	公正価値ヒエラルキー
	開示
	附録
	A 用語の定義
	B 適用指針
	C 発効日及び経過措置
	D 他のIFRSの修正

出所：CAS第39号とIFRS第13号の目次に基づき、筆者作成。

果、【第2表：CAS第39号とIFRS第13号の構成比較】で示したようにCAS第39号「公正価値測定」が13章53条の内容から構成されることとなった。また、同基準はIFRS第13号とは構成形式は異なっているが、内容的には、IFRS第13号のエッセンスがほぼ取り込まれていたと見られる。

以下では、財務省が公開草案で提起した3つの問題点を含め、CAS第39号の内容を踏まえ、公正価値測定における主要概念を整理してみる¹²⁾。

(1) 公正価値の定義

CAS 第39号第1章第2条によれば、その定義は「公正価値とは測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却し受け取る又は負債を移転するために支払うであろう価格である」となる。すなわち、公正価値は測定日現在の出口価額を指す。

この定義は IFRS 第13号の定義とほぼ同様である。しかし、前述した2006年に公布された改訂版「企業会計基準—基本基準」第9章第42条（五）公正価値の定義とは異なっていた。公正価値の定義における単一性を保つために、2014年7月23日に財務省が再度「企業会計基準—基本基準」の改訂を行い、第42条（五）の公正価値の定義は CAS 第39号と IFRS 第13号に同様な内容に改訂されていた。

(2) 会計単位

CAS 第39号第2章資産又は負債の第7条では、会計単位/unit of account とは、単独或いはグループとしての資産または負債は測定する時の最小単位を指す。

公開草案で言及された会計単位という用語はそのまま CAS 第39号に導入されていた。

(3) 市場参加者

CAS 第39号第4章市場参加者の第14条によれば、市場参加者とは、資産又は負債に関する主要な市場（または最も有利な市場）における下記の特徴を有するすべての買い手及び売り手を指す。

- 市場参加者は互いに独立し、CAS 第36号「関連当事者についての開示」で述べられた関連当事者ではないこと。
- 市場参加者は状況を熟知すべきで、入手可能な情報を用いて、資産又は負債及び取引に関して合理的な認識を有す。
- 市場参加者は資産又は負債に関する取引を行う能力を持つべきで、自

12) 企業会計准则编审委员会编（2015）を参照。日本語翻訳文については、2013年日本語版『国際財務報告基準』の IFRS 第13号を参考した。

ら取引を行う。

(4) 秩序ある取引

CAS 第39号第3章第8条によれば、秩序ある取引とは資産と負債に係る取引に関する測定日前の一定期間において、通常の慣習的なマーケティング活動を有する取引である。清算など強制された取引は秩序ある取引ではない。

(5) 評価技法

CAS 第39号第6章第18条によれば、資産又は負債の公正価値を測定する際に使用する評価技法とは、主としてマーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチがある。第19条では、評価技法を用いる際、関連性のある観察可能なインプットを最優先に使用する。関連性のある観察可能なインプットが取得できないあるいは取得が実務上不可能である場合においてのみ、観察不可能なインプットを使用することができる。

(6) 公正価値ヒエラルキー

CAS 第39号第7章第24条によれば、公正価値測定するために使用する評価技法へのインプットを3つのレベルに区分している。

- レベル1のインプット：測定日に取得可能な同一資産また負債に関する活発な市場における無調整の相場価格である。活発の市場とは、資産又は負債の取引量と取引頻度が継続的に価格付けの情報を十分に提供できる市場のことである。
- レベル2のインプット：レベル1のインプット以外に、資産又は負債について直接または間接に観察可能なものである。
- レベル3のインプット：資産又は負債に関する観察可能でないインプットである。

(7) 非金融資産の公正価値測定

CAS 第39号第8章第29条によれば、非金融資産の公正価値測定には、市場参加者が当該資産の最有効使用を行うことにより経済的便益を生み出す能力、又は、当該資産を再有効使用することができる他の市場参加者に売却することにより経済的便益を生み出す能力を考慮する必要がある。

ここで、公開草案で言及された“再有効使用”が正式に中国会計基準に導入されたのである。再有効使用とは、市場参加者が非金融資産またはその非金融資産に含まれる資産と負債のグループの価値を最大化する当該非金融資産の使用方法である。

(8) 開示と区分

CAS 第39号第11章第43条によれば、企業は経常的な公正価値測定と比経常的な公正価値測定を区分し、一定の情報開示を行うことが求められている。第43条では、下記のように両者を定義している。

経常的な公正価値測定とは、他の関連会計基準により、貸借対照表日に経常的な公正価値測定が要求または許容されている公正価値測定を指す。

非経常的な公正価値測定とは、他の関連会計基準により、特定の状況において、貸借対照表で公正価値測定が要求または許容されている公正価値測定を指す。

公開草案で言及された上記両者を区分して開示することが必要か否かの問題点があったが、第39号では、両者を区分して開示するとの決まりになっている。

本節では、中国における公正価値について、主に「企業会計基準第39号—公正価値測定」の内容を通じて、公正価値の定義、評価技法および公正価値ヒエラルキーなどの主要な概念について簡単な紹介を行った。また、公開草案で提起された3つの問題点を巡って、CAS 第39号での対応結果を確認した。

V 終わりに

これまで、公正価値概念の整理にあたって、公正価値と関わる各会計基準の整備を手掛にし、「企業会計基準第39号—公正価値測定」が公表されるまでの経緯を時間軸に従って、基準内容を焦点に当てて観察を行った。IFRSへのコンバージェンスを国家戦略として行っている中国では、CAS 第39号

「公正価値測定」という基準において、内容の詳細さはまだIFRS第13号に及ばないが、その骨組みと主要概念はIFRS第13号とはほぼコンバージェンスをしているのがこれまで本稿にての整理で判明できよう。CAS第39号の公表・施行により、公正価値測定の応用が漸く軌道に乗せられると考えられる。

しかしながら、CAS第39号とIFRS第13号とは異なる規制背景に生まれた基準であるため、内容上のコンバージェンスができたとしても、基準設計・設定上の差異により、同様な執行効果は得難いと考えられる。その差異について、本稿では下記の2点を取り上げることができる。

● 法的強制力の有無

IFRS第13号は法的強制力を有しないことに対して、CAS第39号第1章第1条では、公正価値の測定と開示を規制するために、「企業会計基準—基本基準」に基づき、本基準を制定すると述べられている。ピラミッド型会計規範（拙著 2006）に置かれている基本基準が法的強制力を持つため、CAS第39号にも法的強制力が付与されている。それから、公正価値測定の実務においては、CAS第39号はどこまで法的な責任を持つのかという疑問が残る。

● 「財務報告に関する概念フレームワーク」の有無

IFRS第13号の施行にあたっては、立ち返る際によりどころとなるのが「財務報告に関する概念フレームワーク」であるが、中国には「財務報告に関する概念フレームワーク」が明文化されていないため、CAS第39号の施行にあたって、立ち返る際によりどころとなる場所がないのは明らかである。「企業会計基準—基本基準」は立場上においても法的強制力を持つ規定であるため、IASBの概念フレームワークが持っているような役割を自国で果たせるだろうか。

公正価値測定を巡って多くの疑問が残る中、中国では2014年7月1日より第39号「公正価値測定」の施行が始まった。実行されているCAS第39号が背負っているのは“法的強制力の束縛”と“原則主義ベース基準”との衝突

にほかならない。この衝突の根源は会計規制の設計にある。会計領域において、公正価値測定の誤謬について大いに議論される中、CAS 第39号の執行現況については、本稿での概念整理を踏まえ、別稿にて検討する予定である。

(筆者は関西学院大学国際学部教授)

参考文献

【日本語文献】

- IASC 財団編 (2013) 『2013国際財務報告基準』 PARTA、PARTB、企業会計基準委員会/公益財団法人財務会計基準機構監訳、中央経済社。
- 大雄令純 (1993) 「中国会計基準の国際化」 『産業経理』 第53巻第1号。
- 大日方隆編著 (2012) 『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬』、中央経済社。
- 北村敬子編著 (2014) 『財務報告における公正価値測定』、中央経済社。
- 津守常弘 (1997) 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』、中央経済社。
- ジョージ・J. ベンストン、マイケル・プロムウィッチ、ロバート・E. ライタン、アルフレッド・ワーゲンホファー編著、川村義則、石井明 (監訳) (2009) 『グローバル財務報告 その真実と未来への警鐘』、中央経済社。
- 平松一夫・徳賀芳弘編著 (2005) 『会計基準の国際的統一国際会計基準への各国の対応』、中央経済社。
- 徳賀芳弘 (2012) 「会計基準における混合会計モデルの検討」 『金融研究』 第31巻第3号、日本銀行金融研究所、141頁～203頁。
- 渡邊泉編著 (2013) 『歴史から見る公正価値』、森山書店。
- 王昱 (2006) 『中国における企業会計モデルの形成と変遷—1912年から1999年まで』、関西学院大学出版会。
- (2014) 「“原則主義対細則主義” の視点による中国会計の再考」 『国際学研究』 Vol.3 No.1、1-10頁。
- (2010) 「Chinese GAAP の初年度適用について—経済新興国における IFRS の役割—」 『會計』 第178巻第1号、59-74頁。
- (2009) 「コンバージェンスとアドプッションをめぐる中国の対応」 『国際会計研究学会 2008年報』、国際会計研究学会、25-34頁。
- (2007) 「会計基準のコンバージェンスに向けて—中国会計趨同戦略—」 『同志社商学』 第59巻1・2号、87-100頁。

【中国語文献】

- 葛家树 (2011) 『公允价值会计研究』 大连出版社。
- (2009) 「关于公允价值会计的研究」 『会计研究』 第5期、6-13頁。
- 葛家树 徐跃 (2006) 「会计计量属性的探讨」 『会计研究』 第9期、7-14頁。

- 郝振平 赵小鹿（2010）「公允价值会计涉及的三个层次基本理论问题」『会计研究』第10期、12-25页。
- 黄霖华 曲晓辉（2014）「证券分析师评级、投资者情绪与公允价值确认的价值相关性」『会计研究』第7期、18-26页。
- 黄世忠（1997）「公允价值会计：面向21世纪的计量模式」『会计研究』第12期、1-4页。
———（2010）「后危机时代公允价值会计的改革与重塑」『会计研究』第6期、13-19页。
- 毛志宏 刘宝莹 冉丹（2014）「公允价值分层计量对上市公司信息风险的影响」『财务与会计导刊』下半月理论第12期、21-26页。
- 企业会计准则编审委员会编（2015）『企业会计准则第39号-公允价值计量』讲解，立信会计出版社。
- 企业会计准则编审委员会编（2015）『企业会计准则案例讲解』，立信会计出版社。
- 企业会计准则编审委员会编（2012）『企业会计准则案例讲解』，立信会计出版社。
- 谭洪涛 汪洁 黄晓芝（2014）「迎合监管与公允价值会计运用」『财务与会计导刊』下半月理论第6期、4-13页。
- 王建成 胡振国（2007）「我国公允价值计量研究的现状及相关问题探析」『会计研究』第5期、10-16页。
- 徐晟（2009）「金融稳定性与公允价值会计准则的优化」『会计研究』第5期、14-19页。
- 余德慧 杨有红（2014）「公允价值选择影响因素综述」『财务与会计导刊』下半月理论第9期、33-39页。
- 张海霞 秦文娇（2014）「金融资产与长期股权投资权益法转换：以公允价值重新计量」『财务与会计导刊』上半月实务第8期、37-38页。
- 张翀（2014）「公允价值之变」『财务与会计导刊』上半月实务第5期、7-12页。
- 中华人民共和国财政部（2000）『企业会计准则2000』经济科学出版社。
- 中华人民共和国财政部（2002）『Accounting Standards For Business Enterprises』中国经济出版社。